

平成25年第1回川崎市議会定例会

提出議案資料

議案第10号 川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【まちづくり局】

目 次

議案第10号

【 川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例の一部を改正する条例 】

- 川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例の
一部を改正する条例 趣旨及び改正概要…………… 1
- 川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例の
一部を改正する条例 新旧対照表…………… 3
- 参考資料
 - ・ 川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例（抄）…………… 5
 - ・ 川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例施行規則（抄）…………… 9

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例の
一部を改正する条例 趣旨及び改正概要

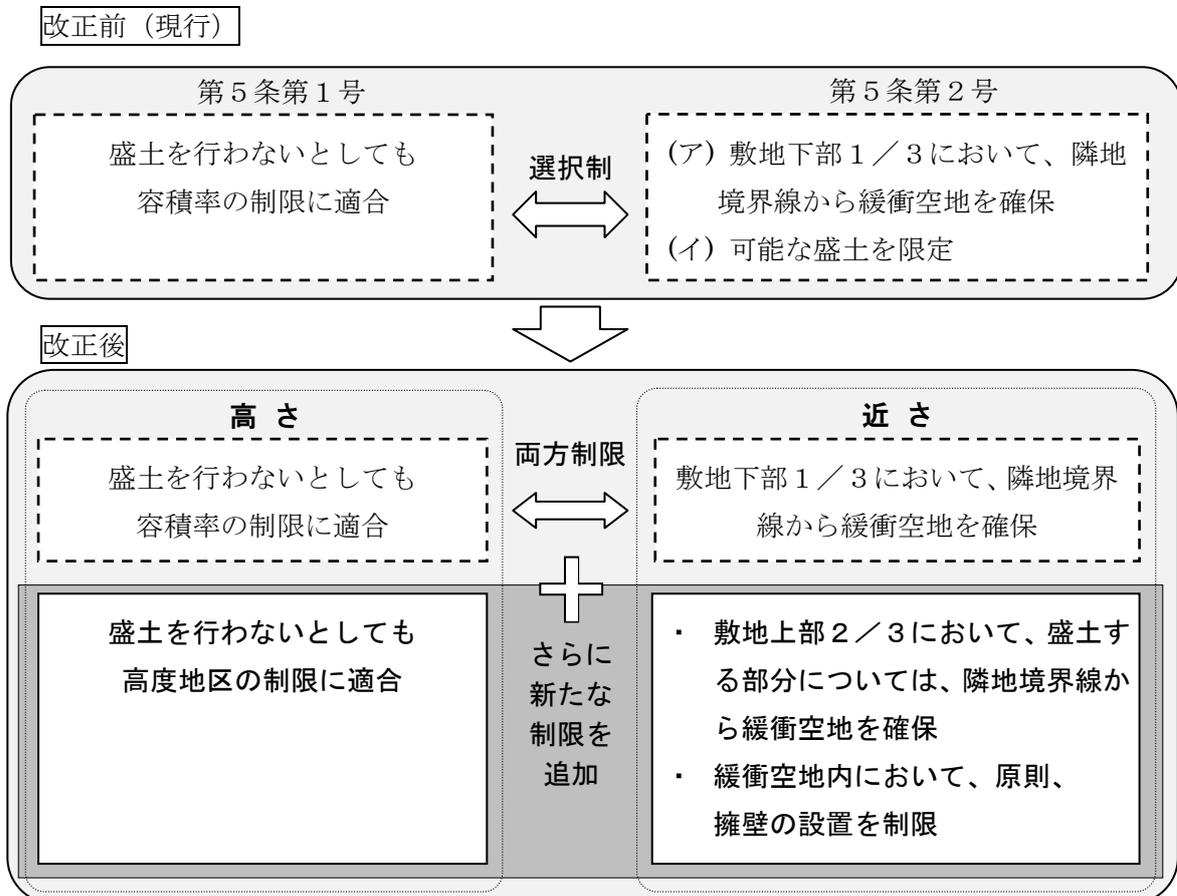
1 条例の趣旨

斜面地建築物に関し、建築基準法第50条の規定に基づき階数の制限を定めるとともに、地方自治法第14条の規定に基づき斜面地対象行為の計画の確認の基準を定め、当該基準に適合するものであることについて、市長に確認を受けなければならないとすることにより、斜面地建築物と周辺の住環境との調和を図ることを目的とするもの

2 改正概要

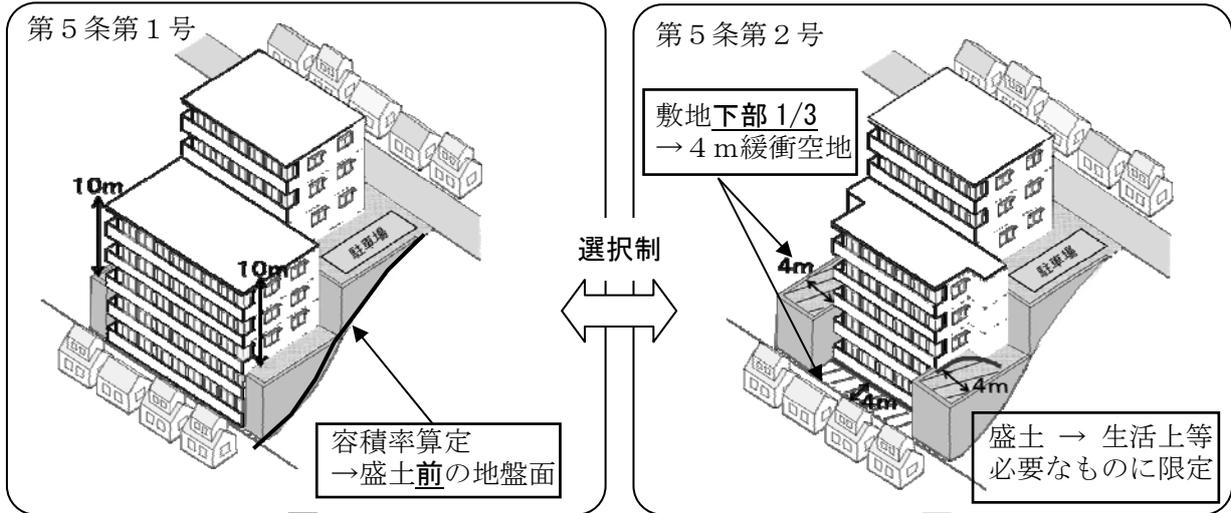
盛土を行い住宅地下室の容積率の緩和を多用する斜面地建築物に対しては、この条例及び建築基準条例による住宅地下室の容積率の緩和に関する制限により一定の効果を得ているところであるが、近年、広範囲に盛土を行い、高さ算定の地盤面を嵩上げすることで、見かけ上建築物が高くなる事例が増加し、また、これに伴い隣地境界線近くに大規模な擁壁等が築造される事例も増加しているため、これらをもたらす高さ・近さによる圧迫感により、隣地の住民との紛争が発生している。こうした事態に対応するため、斜面地対象行為の計画の確認の基準を見直し、斜面地建築物と周辺の住環境との更なる調和を図ることを目的として改正するもの

3 斜面地対象行為の計画の確認に係る基準の見直し



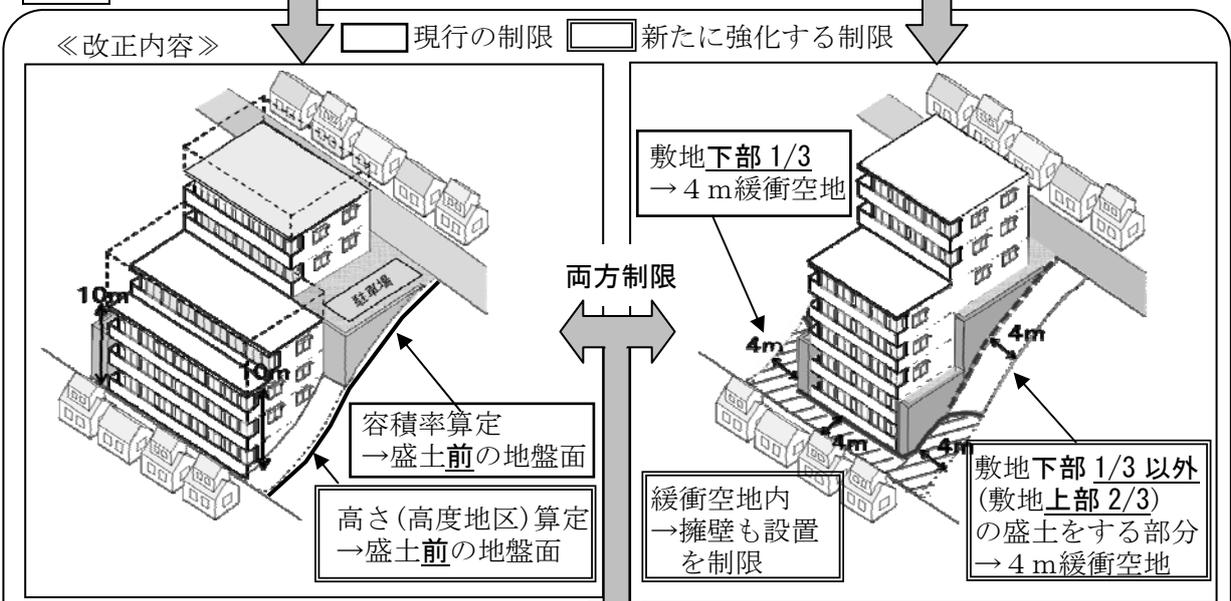
確認に係る基準の見直しによる効果のイメージ図

改正前（現行）



改正後 「高さ」に関する制限の強化

「近さ」に関する制限の強化



4 施行期日

平成25年7月1日から施行

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前										
<p>○川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年6月24日条例第27号</p> <p>(斜面地対象行為の計画の確認の基準)</p> <p>第5条 斜面地対象行為の計画の確認の基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 盛土を行わないとしても法及び法に基づく条例の規定による建築物の容積率並びに都市計画で定める高度地区における建築物の高さに関する制限に適合していること。</p> <p>(2) <u>次の表の左欄に掲げる隣地境界線の位置に応じ、当該位置からそれぞれ同表の右欄に掲げる斜面地建築物の部分等(地盤面下にあるものその他規則で定めるものを除く。)までの距離が4メートル以上であること。この場合において、当該位置が公園(都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第2条第1項第1号に規定する都市公園を除く。)、広場、水面その他これらに類するものに接するときは、当該位置は、その公園、広場、水面その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。</u></p>	<p>○川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年6月24日条例第27号</p> <p>(斜面地対象行為の計画の確認の基準)</p> <p>第5条 斜面地対象行為の計画の確認の基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 盛土を行わないとしても法及び法に基づく条例の規定による建築物の容積率</p> <p>に関する制限に適合していること。</p> <p>(2) <u>前号に掲げる基準に適合しない斜面地対象行為の計画については、次に掲げる基準に適合していること。</u></p>										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">隣地境界線の位置</th> <th style="text-align: center;">斜面地建築物の部分等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">敷地の最も低い部分の高さから当該部分と斜面地建築物が周囲の地面と接する位置で最も高い部分との高さの差の3分の1の高さまでにある隣地境界線の位置</td> <td style="text-align: center;">斜面地建築物の外壁又はこれに代わる柱の面</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">斜面地建築物以外の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">擁壁以外の工作物</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">上記以外の隣地境界線の位置</td> <td style="text-align: center;">斜面地建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(盛土に接する部分に限る。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">斜面地建築物以外の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が盛土に接する場合に限る。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">擁壁以外の工作物(当該工作物が盛土に接する場合</td> </tr> </tbody> </table>	隣地境界線の位置	斜面地建築物の部分等	敷地の最も低い部分の高さから当該部分と斜面地建築物が周囲の地面と接する位置で最も高い部分との高さの差の3分の1の高さまでにある隣地境界線の位置	斜面地建築物の外壁又はこれに代わる柱の面	斜面地建築物以外の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面	擁壁以外の工作物	上記以外の隣地境界線の位置	斜面地建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(盛土に接する部分に限る。)	斜面地建築物以外の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が盛土に接する場合に限る。)	擁壁以外の工作物(当該工作物が盛土に接する場合	<p>ア 斜面地建築物の部分その他の規則で定めるものから隣地境界線の一部その他の規則で定める位置までの距離が4メートル以上であること。</p>
隣地境界線の位置	斜面地建築物の部分等										
敷地の最も低い部分の高さから当該部分と斜面地建築物が周囲の地面と接する位置で最も高い部分との高さの差の3分の1の高さまでにある隣地境界線の位置	斜面地建築物の外壁又はこれに代わる柱の面										
	斜面地建築物以外の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面										
	擁壁以外の工作物										
上記以外の隣地境界線の位置	斜面地建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(盛土に接する部分に限る。)										
	斜面地建築物以外の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が盛土に接する場合に限る。)										
	擁壁以外の工作物(当該工作物が盛土に接する場合										

改正後		改正前
	<u>に限る。)</u> <u>擁壁（盛土に接する部分に</u> <u>限る。)</u>	<p>イ <u>盛土が次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(ア) 斜面地建築物の敷地が道路に接する部分から当該斜面地建築物までの通路その他の斜面地建築物に居住する者の生活に必要な施設を確保する目的で行われる盛土で規則で定めるもの</u></p> <p><u>(イ) 衛生上又は安全上必要な措置として行われる盛土であって、市長がやむを得ないと認めるもの</u></p>

■川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例（抄）

平成16年6月24日
条例第27号

（目的）

第1条 この条例は、斜面地建築物に関し、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第50条の規定に基づき構造に関する制限について定めるとともに、周囲の盛土及び建築物の位置に関する制限その他必要な事項を定め、もって斜面地建築物と周辺の住環境との調和を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）で使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 斜面地建築物 次のいずれかに掲げる建築物をいう。

ア 周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超える共同住宅又は長屋の用途に供する建築物で、当該用途に供する部分を地階に有するもの

イ 敷地内の地面の高低差が5メートルを超える敷地に建築する共同住宅又は長屋の用途に供する建築物で、当該用途に供する部分を地階に有するもの

（2） 斜面地対象行為 敷地面積が500平方メートル以上である斜面地建築物の建築（これに伴う建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）で当該斜面地建築物に附属するものの新築、増築、改築又は移転を含む。）及びこれに伴う当該斜面地建築物の周囲における盛土を行う行為をいう。

（3） 斜面地対象行為者 斜面地対象行為を行う者をいう。

（法第50条の規定に基づく斜面地建築物の階数の制限）

第3条 前条第2項第1号アに掲げる斜面地建築物の階数は、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内の都市計画で定める高度地区（第1種）においては5を、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域内の都市計画で定める高度地区（第2種）においては7を超えてはならない。

2 前項の規定は、同項の斜面地建築物のうち、次に掲げるものについては、適用しない。

（1） 都市計画で定める高度地区における制限の適用の除外を受けたもの

（2） 前号に掲げるもののほか、住戸及び住室の増加を伴わない増築をする場合において、市長が周辺の住環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

3 第1項の斜面地建築物の敷地が都市計画で定める高度地区（第1種）又は都市計画で定める高度地区（第2種）の内外にわたる場合における同項の規定の適用については、それぞれの高度地区ごとの同項の斜面地建築物の部分を当該斜面地建築物とみなす。

（斜面地対象行為の計画の確認）

第4条 斜面地対象行為者は、斜面地対象行為を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その計画が次条各号に掲げる基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、市長の確認を受けなければならない。この場合において、当該確認は、次の各号に掲げる斜面地対象行為の区分に応じ、当該各号に定める日までに受けるよう努めなければならない。

（1） 都市計画法第29条第1項に規定する許可を要する開発行為に該当するもの 当該許可の申請を行う日

（2） 都市計画法第29条第1項に規定する許可を要しない開発行為で規則で定めるものに該当するもの 規則で定める日

（3） 前2号に掲げるもの以外のもの 法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は法第18条第2項に規定する計画の通知を行う日

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、次条各号に掲げる基準に適合していることを確認したとき又は適合しないことを認めたときは、その旨を斜面地対象行為者に通知するものとする。

(斜面地対象行為の計画の確認の基準)

第5条 斜面地対象行為の計画の確認の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土を行わないとしても法及び法に基づく条例の規定による建築物の容積率に関する制限に適合していること。
- (2) 前号に掲げる基準に適合しない斜面地対象行為の計画については、次に掲げる基準に適合していること。
 - ア 斜面地建築物の部分その他の規則で定めるものから隣地境界線の一部その他の規則で定める位置までの距離が4メートル以上であること。
 - イ 盛土が次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 斜面地建築物の敷地が道路に接する部分から当該斜面地建築物までの通路その他の斜面地建築物に居住する者の生活に必要な施設を確保する目的で行われる盛土で規則で定めるもの
 - (イ) 衛生上又は安全上必要な措置として行われる盛土であって、市長がやむを得ないと認めるもの

(斜面地対象行為の計画の変更)

第6条 斜面地対象行為者は、第4条第2項の確認の通知を受けた斜面地対象行為の計画の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、変更後の計画が前条各号に掲げる基準に適合するものであることについて、変更の確認の申請書を提出して市長の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 第4条第1項後段及び第2項の規定は、前項の変更の確認について準用する。
- 3 第1項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(斜面地対象行為者の変更)

第7条 第4条第1項の確認の申請後、相続、合併その他の理由により斜面地対象行為者に変更があったときは、変更後の斜面地対象行為者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事の着手の制限)

第8条 斜面地対象行為者及び斜面地対象行為に係る工事の請負人(請負工事の下請人を含む。以下同じ。)は、斜面地対象行為者が第4条第2項の確認の通知を受けた日以後でなければ、斜面地対象行為に係る工事に着手してはならない。

- 2 斜面地対象行為者及び斜面地対象行為に係る工事の請負人は、斜面地対象行為の計画の変更(第6条第1項ただし書に規定する軽微な変更を除く。)について同条第2項において準用する第4条第2項の確認の通知を受けた日以後でなければ、当該変更に係る工事に着手してはならない。

(工事の完了の検査)

第9条 斜面地対象行為者は、斜面地対象行為に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、市長の検査を申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、当該工事が完了した日から4日以内にしなければならない。ただし、申請をしなかったことについて災害その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から4日以内にしなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による申請を受理した場合において、その申請を受理した日から7日以内に、当該工事に係る建築物等及び土地が第5条各号に掲げる基準に適合しているかどうかを検査しなければならない。

5 市長は、前項の規定による検査をした場合において、当該工事に係る建築物等及び土地が第5条各号に掲げる基準に適合していることを認めるときは、斜面地対象行為者に適合証を交付するものとする。

(勧告)

第10条 市長は、次に掲げる場合には、斜面地対象行為者又は斜面地対象行為に係る工事の請負人に対し、斜面地対象行為に係る工事を停止し、又は相当の期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第8条の規定に違反して、斜面地対象行為に係る工事に着手したとき。

(2) 斜面地対象行為に係る工事に係る建築物等又は土地が第5条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

(命令)

第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、斜面地対象行為に係る工事を停止し、又は相当の期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(報告等の徴収及び立入検査)

第12条 市長は、第4条から前条までの規定の施行に必要な限度において、斜面地対象行為者又は斜面地対象行為に係る設計者、工事監理者若しくは工事の請負人に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に斜面地対象行為に係る土地の区域内に立ち入り、斜面地対象行為に係る建築物等、土地若しくは工事の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(適用除外)

第13条 斜面地対象行為が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 災害のため必要な応急措置として行う行為で規則で定めるもの

(2) 軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(手数料)

第14条 第3条第2項第2号の規定に基づく許可の申請に対する審査を行う場合は、1件につき、27,000円の手数料を徴収する。

2 前項の手数料は、申請の際、申請者から徴収する。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(1) 官公署からの申請によるとき。

(2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。

4 既納の手数料は、還付しない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第11条の規定による市長の命令(第10条第2号の勧告に係るものに限る。)に違反した者は、6月以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第17条 第3条第1項の規定に違反した場合における第2条第2項第1号アに掲げる斜面地建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該斜面地建築物の工事施工者)は、500,000円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

第18条 第11条の規定による市長の命令(第10条第1号の勧告に係るものに限る。)に違反した者は、300,000円以下の罰金に処する。

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000 円以下の罰金に処する。

(1) 第 9 条第 1 項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

(2) 第 12 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
(両罰規定)

第 20 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 16 条から前条までの違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(以下略)

■川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例施行規則（抄）

平成16年8月26日
規則第78号

（趣旨）

第1条 この規則は、川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例（平成16年川崎市条例第27号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請等）

第2条 条例第3条第2項第2号の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書（第1号様式）に、次に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 付近見取図
- （2） 配置図
- （3） 各階平面図
- （4） 立面図
- （5） 断面図
- （6） その他市長が必要と認めるもの

2 市長が条例第3条第2項第2号の規定による許可をしたときは、許可通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（斜面地対象行為の計画確認申請書の提出等）

第3条 条例第4条第1項の規定による申請書の提出は、斜面地対象行為の計画確認申請書（第3号様式）に、別表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書又は書面を添えて行うものとする。

2 前項の申請書及び添付図書等の提出部数は、正本1通、副本1通及び写し1通とする。

3 第1項の申請書の提出は、斜面地対象行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日以後に行うよう努めなければならない。

- （1） 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成15年川崎市条例第29号）第2条第4号に規定する対象事業（同条例第3条に掲げるものを除く。） 同条例第17条第1項に規定する説明報告書の提出日
- （2） 川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第2条第2号に規定する指定開発行為 同条例第27条の規定による条例評価書の公告（同条例第2条第2号ウに規定する第3種行為にあっては、同条例第25条第1項の規定による条例審査書の公告）の日
- （3） 川崎市環境影響評価に関する条例第2条第2号ただし書に規定する法対象事業 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条の規定による評価書の公告の日
- （4） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業又は同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区内において同条第2項の規定により定められた地区整備計画に基づいて行われる事業 同法第17条第1項に規定する縦覧期間満了の日

（許可を要しない開発行為等）

第4条 条例第4条第1項第2号（条例第6条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規則で定める開発行為は、次の各号に規定する開発行為とし、条例第4条第1項第2号の規則で定める日は、当該各号に掲げる斜面地対象行為の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- （1） 都市計画法第29条第1項第5号に掲げる開発行為に該当するもの 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項又は第14条第1項若しくは第2項に規定する認可の申請を行う日
- （2） 都市計画法第29条第1項第6号に掲げる開発行為に該当するもの 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項に規定する認可の申請を行う日
- （3） 都市計画法第29条第1項第7号に掲げる開発行為に該当するもの 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第33条第1項又は第37条第1項に規定する認可の申請を行う日

(斜面地対象行為の計画確認通知書等)

第5条 条例第4条第2項の規定による通知は、適合していることを確認したときは斜面地対象行為の計画(変更)確認通知書(第4号様式)に、適合しないことを認めたときは斜面地対象行為の計画(変更)不適合通知書(第5号様式)に、それぞれ第3条第1項の申請書の副本及びその添付図書等を添えて行うものとする。

(斜面地建築物の部分等)

第6条 条例第5条第2号アに規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 斜面地建築物の外壁又はこれに代わる柱の面。ただし、次のいずれかの要件に該当する斜面地建築物の部分を除く。

ア 地盤面下にあること。

イ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。

(2) 斜面地建築物以外の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面。ただし、次のいずれかの要件に該当する斜面地建築物以外の建築物又は建築物の部分を除く。

ア 地盤面下にあること。

イ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。

ウ 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。

(3) 擁壁以外の工作物又は工作物の部分。ただし、次のいずれかの要件に該当する擁壁以外の工作物又は工作物の部分を除く。

ア 地盤面下にあること。

イ 高さが2.3メートル以下で、かつ、築造面積の合計が5平方メートル以内であること。

(隣地境界線の一部等)

第7条 条例第5条第2号アに規定する規則で定める位置は、敷地の最も低い部分の高さから当該部分と斜面地建築物が周囲の地面と接する部分で最も高い部分との高さの差の3分の1の高さまでにある隣地境界線上の位置とする。この場合において、当該位置が公園(都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第2条第1項第1号に規定する都市公園を除く。)、広場、水面その他これらに類するものに接するときは、当該位置は、その公園、広場、水面その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとする。

(盛土)

第8条 条例第5条第2号イ(ア)の規則で定める盛土は、当該盛土が行われた土地の部分に生ずるがけ面(当該がけ面を擁壁で覆う場合には、当該擁壁の前面)の上端から斜面地建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの水平距離が2メートル以上確保されるものとする。

(斜面地対象行為の計画変更確認申請書の提出等)

第9条 条例第6条第1項の規定による申請書の提出は、斜面地対象行為の計画変更確認申請書(第6号様式)に、変更に係る内容を示した図書を添えて行うものとする。

2 前項の申請書及び添付図書の提出部数は、正本1通、副本1通及び写し1通とする。

3 第1項の申請書の提出は、斜面地対象行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日以後に行うよう努めなければならない。

(1) 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例第2条第4号に規定する対象事業(同条例第3条に掲げるものを除く。)で、同条例第24条第3項の規定により同条例第17条第1項に規定する説明報告書の提出を再度行うもの 当該説明報告書の提出日

(2) 川崎市環境影響評価に関する条例第2条第2号に規定する指定開発行為で、同条例第28条第2項の規定により同条例第27条の規定による条例評価書(同条例第2条第2号ウに規定する第3種行為にあっては、同条例第25条第1項の規定による条例審査書)の公告を再度行うもの 当該条例評価書又は当該条例審査書の公告の日

(3) 川崎市環境影響評価に関する条例第2条第2号ただし書に規定する法対象事業で、環境影響評価法第28条の規定により同法第27条に規定する評価書の公告を再度行うもの 当該評価書の公告の日

(4) 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業又は同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区内において同条第2項の規定により定められた地区整備計画に基づいて行われる事業で、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定による縦覧を行うもの 当該縦覧の期間満了の日

(軽微な変更)

第10条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 地名地番の変更
- (2) 工事監理者又は工事の請負人の変更
- (3) 工事着手予定年月日又は工事完了予定年月日の変更
- (4) 当該変更により条例第5条の規定に係る変更が生じない場合で、新たに確認を受ける必要がないと市長が認めたもの

(斜面地対象行為の計画変更確認通知書等)

第11条 条例第6条第2項において準用する条例第4条第2項の規定による通知は、適合していることを確認したときは斜面地対象行為の計画(変更)確認通知書に、適合しないことを認めるときは斜面地対象行為の計画(変更)不適合通知書に、それぞれ第9条第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

(変更届出書)

第12条 条例第6条第3項及び第7条の規定による届出は、変更届出書(第7号様式)により行うものとする。

(斜面地対象行為の工事完了検査申請書等)

第13条 条例第9条第1項の規定による検査の申請は、斜面地対象行為の工事完了検査申請書(第8号様式)に、当該斜面地対象行為の計画の確認に要した図書又は書面(条例第6条第1項の規定により変更の確認を受けた斜面地対象行為にあつては、当該変更の確認に要した図書を含む。)を添えて行うものとする。

(斜面地対象行為の工事完了適合証)

第14条 条例第9条第5項の適合証は、斜面地対象行為の工事完了適合証(第9号様式)とする。

(身分証明書)

第15条 条例第12条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(第10号様式)とする。

(応急措置として行う行為)

第16条 条例第13条第1号の規則で定める行為は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項に規定する応急仮設建築物の建築を目的とする斜面地対象行為とする。

(委任)

第17条 この規則の実施に関し必要な事項は、まちづくり局長が定める。

(以下略)